

せいしん夜間金庫使用規定

1. 夜間金庫（以下金庫という）は、ご本人の当座預金、普通預金へのご入金の場合にご利用ができます。
2. ご入金の際は、所定の入金鞆に現金、小切手とともにお名前、金額等必要事項をご記入の専用入金票を入れて鍵をかけて、金庫にご投入ください。
3. 口座へのご入金については、ご投入の翌営業日とします。万一ご入金の金額が入金票記載金額と相違している場合には、当金庫で確認した金額をもってご入金とします。
4. 天災その他不可抗力によるご損害、金庫扉や入金鞆の閉鎖の不完全による事故等すべて、当金庫が内容を確認する前に生じたご損害については、当金庫は一切責任を負いません。
5. 金庫扉の鍵、入金鞆およびその鍵の保管については十分ご注意ください、万一喪失または破損した場合は、直ちに当金庫へお届ください。この場合、再製または修理の費用はご負担願います。
6. この金庫のご使用は、当金庫の都合で何時でも一時中止または解約することができます。なお、解約の際は金庫扉鍵、入金鞆およびその鍵を直ちに返却ください。
7. この金庫扉鍵、入金鞆およびその鍵は、他に転貸または譲渡することはできません。
8. この金庫のご使用は、この使用規定のほかに下記「せいしん夜間金庫使用方法」記載の諸事項をお守りください。もしお守りくださらないためにご損害がありましても当金庫はその責任を負いません。
9. ①この金庫の使用手数料のうち基本手数料は、当金庫所定の料金により、半年分を前払いとし、毎年4月および10月の各5日（休日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座から払戻請求書、小切手によらず払戻しのうえ基本手数料に充当させていただきます。なお、当初契約時の基本手数料は、契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算によりお支払いください。
②基本手数料は諸般の情勢により変更することがあります。
③契約期間中に解約があった場合は、解約日に属する月の翌月から月割計算により払戻しいたします。
10. この金庫の使用手数料のうち夜間金庫専用入金帳発行手数料は、入金帳交付時に当金庫所定の料金によりお支払いください。
11. ①この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
②前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
③前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

せいしん夜間金庫使用方法

1. 当金庫指定の入金鞆以外はご使用しないでください。
2. この金庫はお払戻とか新規のお預け入れ等の場合は、ご使用になれませんから直接窓口にお持ちください。
3. 当金庫営業時間中にご利用の場合、小切手の支払資金等お急ぎのものは、窓口へ直接お持ちください。
4. 入金鞆が2個以上に及ぶ場合は、伝票を1個毎に別にお作りください。
5. 入金鞆を投入されますとレシートが出て来ます。万一レシートが出ない場合は入金鞆が途中でつかえていますので強く押し込んでください。
6. 入金鞆が落ちたことをお確かめになりましたら、静かに扉をお閉めいただき、扉の鍵をかけてください。

以上

